

【資料】タイ刑法典（総則編）

平井佐和子

【解題】

タイの旧刑法典は1908年3月24日に成立、タイの近代化をすすめた当時のチュラロンコン王（ラーマ5世）の誕生日（9月22日）に施行された。日本の現行刑法と同時期に制定されたこの旧刑法典の起草過程に、日本人の政尾藤吉が深くかかわっていることはよく知られている（香川孝三『政尾藤吉伝—法整備支援国際協力の先駆者—』（信山社、2002年）参照）。旧刑法典（全340条）は、身体刑を廃止して、6種の罰則（死刑、懲役、罰金、移動制限、没収、保証書提出）を定め、併合罪には併科主義をとり、有期懲役の上限を20年とした。刑の執行猶予制度を設け、再犯加重規定を定めた。また、未決拘禁期間の必要的算入を規定した。

現行刑法典（全398条）は、1956年11月13日に成立、1957年1月1日に施行された。基本的な構造は旧刑法典と大きく異ならないが、刑罰を5種（死刑、懲役、拘留、罰金、没収）とし、新たに保安処分（隔離、特定地域への立入禁止、保証書提出、治療施設への留置、特定の職業への就業禁止）を規定して二元主義をとった。

制定後、これまで30回の改正を重ねているが、その概要は次のようなものである。

- ① 1959年刑法改正法（第1号）—公務員職権濫用罪（第147条から第157条まで）、司法官職権濫用罪（第201条、第202条）の重罰化。
- ② 1969年刑法改正法（第2号）—仏像等に対する財産犯規定の新設（第

335条の2、第339条の2、第340条の2、第357条第3項、第360条の2)。

③ 1971年国家改革評議会布告(第11号) — 有期懲役の加重上限を撤廃(第51条、第91条)、死刑又は終身刑を減輕する場合の有期懲役を50年に引上げ(第52条、第53条)、放火罪の罰金選択刑の削除(第218条、第224条)、子どもに対する犯罪の対象年齢を13歳から15歳に引上げ(第313条、第317条から第319条まで)。性犯罪の改正(第276条から第286条まで)及び新設(第277条の2、第277条の3)、銃を用いた犯罪の新設(第140条第3項、第190条第3項、第191条第3項、第336条の2、第340条の3)、強盗罪の重罰化(第339条、第339条の2、第340条、第340条の2)。

④ 1975年刑法改正法(第3号) — 罰金の拘留換算額の改正(第30条)。

⑤ 1976年国家統治改革団命令(第41号) — 侮辱罪関連の罪(第112条、第118条、第133条から第136条まで、第138条、第198条、第206条、第326条、第328条、第393条)の重罰化。

⑥ 1979年刑法改正法(第4号) — 不正販売罪(第271条)の重罰化。

⑦ 1982年刑法改正法(第5号) — 性犯罪(第276条から第287条まで(第281条及び第285条を除く))、誘拐罪(第313条から第320条まで(第314条及び第316条を除く))、財産犯(第335条、第335条の2、第339条第2項、第339条の2)の重罰化。

⑧ 1983年刑法改正法(第6号) — 加重規定の改正(第51条、第91条)。

⑨ 1987年刑法改正法(第7号) — 窃盗罪の重罰規定の新設(第335条第3項)。

⑩ 1987年刑法改正法(第8号) — 性犯罪(第277条から第283条まで(第280条、第281条を除く))、誘拐罪(第313条、第317条から第319条まで)、保護責任者の罪(第398条)の重罰化。

⑪ 1987年刑法改正法(第9号) — 罰金の拘留換算額の改正(第30条)。

⑫ 1989年刑法改正法(第10号) — 執行猶予遵守事項の追加(第56条第2項、第58条第1項)。

⑬ 1992年刑法改正法(第11号) — 名誉毀損罪の罰金額の引上げ(第328条)。

⑭ 1992年刑法改正法(第12号) — 文書偽造の対象に預金証書を追加(第266条第5号)。

- ⑮ 1994 年刑法改正法（第 13 号）—監禁罪規定の新設（第 310 条の 2、第 312 条の 2）。
- ⑯ 1997 年刑法改正法（第 14 号）—性犯罪規定の重罰化（第 282 条から第 284 条まで）及び新設（第 7 条 2 号の 2、第 283 条の 2、第 312 条の 3）。
- ⑰ 2003 年刑法改正（法 15 号）—拘留規定の改正（第 24 条第 1 項及び第 3 項、第 27 条、第 30 条）、罰金刑代替の社会奉仕活動規定の追加（第 30/1 条から第 30/3 条まで）、執行猶予遵守事項に社会奉仕活動規定の追加（第 56 条）。
- ⑱ 2003 年刑法改正法（第 16 号）—死刑規定の新設（第 18 条第 2 項及び第 3 項）、死刑執行方法の変更（第 19 条）。
- ⑲ 2003 年王室令—テロリズムに関する罪の新設（第 7 条第 1/1 号、第 2 編第 1/1 部）。
- ⑳ 2004 年刑法改正法（第 17 号）—電子カードに関する規定の新設（第 1 条第 14 号、第 8 条第 2/1 号、第 269/1 条から第 269/7 条まで）。
- ㉑ 2007 年刑法改正法（第 18 号）—パスポートに関する規定の新設（第 1 条第 15 号、第 8 条第 2/2 号、第 269/8 条から第 269/15 号まで）。
- ㉒ 2007 年刑法改正法（第 19 号）—性犯罪規定（第 276 条、第 277 条）及び第 286 条の改正。
- ㉓ 2007 年刑法改正法（第 20 号）—性犯罪規定（第 277 条の 2、第 277 条の 3）の改正。
- ㉔ 2008 年刑法改正法（第 21 号）—刑事責任年齢・刑罰付加年齢の引上げ（第 73 条・第 74 条第 1 項）、少年年齢規定の改正（第 41 条第 2 項、第 46 条、第 75 条、第 76 条、第 94 条）。
- ㉕ 2015 年刑法改正法（第 22 号）—公務員の定義の追加（第 1 条第 16 号）、軽犯罪の定義及び罰金額の改正（第 102 条、第 367 条から第 398 条まで）、死体に対する罪の新設（第 2 編第 13 部）、ハラスメント罪の改正（第 397 条）。
- ㉖ 2015 年刑法改正法（第 23 号）—性犯罪規定の改正（第 277 条）、子どもに対する犯罪の年齢不知の規定の追加（第 285/1 条、第 321/1 条）。
- ㉗ 2015 年刑法改正法（第 24 号）—児童ポルノの定義、所持罪及び頒布罪

の追加(第1条第17号、第287/1条、第287/2条)。

㊸ 2016年刑法改正法(第25号) 一罰金代替刑規定の改正(第29条から第30/1条)及び新設(第29/1条)、執行猶予規定の改正(第56条)、共犯規定の改正(第84条)及び新設(第85/1条)。

㊹ 2017年刑法改正法(第26号) 一罰金額の改定(10倍)。

㊺ 2019年刑法改正法(第27号) 一性犯罪の定義等の新設及び改正(第1条第18号、第276条から281条まで、第285条、第286条)、死体に対する罪の追加(第366/1条)。

以下は、現行のタイ刑法典のうち総則部分(第1条から第106条まで)の翻訳である(各則部分については別稿に譲る)。タイ刑法典の訳には、夏目文雄「タイ刑法典(訳)」(愛知大学法経論集(法律篇)第69号、1972年)をみることができるが、本稿では2019年までの刑法改正を反映し、タイ原典からの翻訳に努めた。

タイ刑法典「第1編 総則」の特徴を簡単にみておきたい。

罪刑法定主義を明文で規定した(第2条)。保安処分についても法定主義を規定する(第12条)。2003年改正により、死刑執行方法について銃殺から薬物注射による執行に変更し(第19条)、18歳未満の少年に対しては死刑及び終身刑を適用しないことを明示した(第18条第2項)。未決拘禁の日数は必要的に控除される(第22条)。刑罰としての拘留(กักขัง)とは、3月未満の短期懲役刑に替わる開放処遇ないし社会内処遇(第23条以下)、罰金の代替刑(第29条、第30条)又は裁判所の命令の実効を確保するための拘禁(第37条第1項第3号、第46条第2項)を指す。2003年の改正により、社会奉仕活動が罰金の代替刑として認められた(第30/1条)。

刑の執行猶予規定については、1908刑法では1年以下の懲役の言渡しの場合に適用され得る執行猶予が、1956年刑法では2年となり、2003年に3年、2016年に5年に引き上げられている。猶予の期間は5年である(第56条)。

親族間の財産犯等について、夫婦間では犯罪とせず、一定の親族間では条文の規定がなくとも親告罪とすることを総則で規定する(第71条)。刑

罰付加年齢は、2008年の改正により14歳から15歳に上げられた。10歳未満（第73条）、10歳以上15歳未満（第74条）、15歳以上18歳未満（第75条）、18歳以上20歳未満（第76条）で年齢に応じてその処遇あるいは刑事責任能力が考慮される。

未遂犯は3分の1を必要的に減輕し（第80条）、不能犯については2分の1を減輕する（第81条）。中止犯は未遂とされず、処罰されない（第82条）。

共犯規定について、教唆犯については共犯独立性説をとるが、教唆の未遂は必要的に減輕される（第84条第2項）。また2016年の改正で、被教唆者の属性により、教唆犯への加重規定が設けられた（第84条第3項）。幫助犯については、片面的幫助を認める（第86条）。

併合罪について、有期懲役で処断する場合は併科主義をとる。1908年刑法、1956年刑法では加重上限は20年とされたが、1971年の改正により上限が撤廃された。1983年の改正で罪種により加重上限を設定し、最上限は50年とした（第51条、第91条）。累犯加重規定について、5年以内の再犯について3分の1を加重し（第92条）、一定の犯罪については3年以内の同種の再犯の場合に2分の1を加重する（第93条）。公訴時効については、刑法が規定し、死刑、終身刑に当たる罪については20年である（第95条）。いわゆる親告罪の公訴時効は3月とする（第96条）。

タイ刑法典

目次

第1編 総則

第1部 一般犯罪に関する通則

第1章 定義(1条)

第2章 刑法の適用(2-17条)

第3章 刑及び保安処分

第1節 刑(18-38条)

第2節 保安処分(39-50条)

第3節 刑の加重、減軽及び停止(51-58条)

第4章 刑事責任(59-79条)

第5章 未遂(80-82条)

第6章 共犯(83-89条)

第7章 罪の競合(90-91条)

第8章 累犯(92-94条)

第9章 時効(95-101条)

第2部 軽犯罪に関する通則(102-106条) (以上、本号)

第2編 罪

第1部 タイ国の安全に関する罪(107-135条)

第1/1部 テロリズムに関する罪(135/1-135/4条)

第2部 行政に関する罪(136-166条)

第3部 司法に関する罪(167-205条)

第4部 宗教に関する罪(206-208条)

第5部 公共の平穩に関する罪(209-216条)

第6部 公共の危険に関する罪(217-239条)

第7部 偽造及び変造に関する罪(240-269/15条)

第8部 商取引に関する罪(270-275条)

第9部 性に関する罪（276-287条）

第10部 生命及び身体に対する罪（288-308条）

第11部 自由及び名誉に対する罪（309-333条）

第12部 財産に対する罪（334-366条）

第13部 死体に対する罪（366/1-366/5条）

第3編 軽犯罪（367-398条）

第1編 総則

第1部 一般犯罪に関する通則

第1章 定義

第1条 この法律において、

- (1) 「不正に」とは、法律による権限なく、自己又は他人のために利益を得る目的で、行為をすることをいう。
- (2) 「公道」とは、公衆が往来に利用する陸路又は水路をいう。公共輸送に使用される鉄道路又は路面電車路を含む。
- (3) 「公共の場所」とは、公衆が正当に立入ることのできる場所をいう。
- (4) 「住宅」とは、人が住居として使用する家屋、小屋、船舶又は水上家屋をいう。囲いをされているか否かにかかわらず、居住に使用する宅地を含む。
- (5) 「凶器」とは、性質上の凶器のほか、人の身体に重大な危害を及ぼすために使用し又は使用することを意図した器具を含む。
- (6) 「暴行する」とは、人の心身に対して物理的な力その他の手段を用いて暴力的な行為をすることをいう。睡眠薬、催眠術その他類似の方法を用いて抗拒不能の状態にすることを含む。
- (7) 「文書」とは、文字、数字、図式その他図形を用いて何らかの意味を表現した紙その他の有体物をいう。印刷、写真その他の方法により同様の意味を有すると認められる物を含む。
- (8) 「公文書」とは、公務員がその職責において作成若しくは認証した文書又は認証した文書の写しをいう。
- (9) 「権利文書」とは、権利の発生、変更、移転、保全又は消滅を証明する

文書をいう。

(10)「署名」とは、自署の代わりに文書に付された本人の指印又は印標を含む。

(11)「夜間」とは、日没から日出までをいう。

(12)「拘禁」とは、拘束、留置、拘置、拘留又は懲役をいう。

(13)「身代金」とは、拐取、拘束又は監禁された人の自由と引換えに、要求され又は提供された財産又は利益をいう。

(14)¹「電子カード」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(イ) 発行者が、使用権限を与えた人に発行する、人の情報又は暗号を記録した文書その他の有形物で、その形状又はその名称が記載されているか否かを問わない。電子、電気、電磁波その他同様の方式で情報又は暗号を記録し、光又は磁気をあてて、目視でき又は目視できない文字、数字、暗号、カード番号又は記号を読み取ることにより使用する。

(ロ) 発行者が、使用権限を与えた人に発行する情報、暗号、口座番号、電子的若しくは機械的に設定した数字その他の文字であって、文書その他の有形物で発行されない。使用方法においては(イ)と同一の方法による。

(ハ) その他、所有者を特定する目的で、個人と電子情報の関係を示す電子情報を結合させて使用されるもの。

(15)²「パスポート」とは、タイ国政府、外国政府又は国際機関が、海外渡航の際に提示するために個人に発行する重要な身元証明書をいう。パスポートの代わりに使用され得る文書、又は所持者情報が未記載のパスポートを含む。

(16)³「公務員」とは、法律で公務員と定める者又は公務を行なうために法律に基づいて任命される者をいう。常勤であるか否か、又は報酬を得るか否かを問わない。

(17)⁴「児童ポルノ」とは、18歳未満の子どもの性的行為又は18歳未満の子

1 2004年刑法改正法(第17号)により新設。

2 2007年刑法改正法(第18号)により新設。

3 2015年刑法改正法(第22号)により新設。

4 2015年刑法改正法(第24号)により新設。

どもを相手方とする性的行為を認知できる媒体物であって、イメージ、ストーリー又はその性質がわいせつな手法で表現されるものをいう。文書、描画、印画、絵画、印刷物、写真、ポスター、記号、映像、映画、録音テープ、ビデオテープその他これらに類する物に限らず、出力されることによりその内容を確認することができるコンピュータその他電子機器に保存された媒体物を含む。

(18)⁵ 「性交」とは、自己の欲求を満たすため、自己の性器を用いて、他人の性器、肛門又は口腔に侵襲することをいう。

第2章 刑法の適用

第2条① 実行の時に適法な法律により、その行為が犯罪とされ、かつ、犯罪に対する刑罰が定められている場合に限り、行為者は刑罰を科せられる。行為者に科される刑罰は、法律が定める刑罰に限る。

② 法律の改正により、ある行為が犯罪とされなくなったときは、行為者は犯罪者とされない。刑が確定していた場合には、有罪判決を受けなかったものとみなされる。刑を執行中の場合には、刑は終了する。

第3条 犯罪の実行時と実行後の法律が異なるときは、裁判が確定していない場合は、行為者に有利な法律が適用される。裁判が確定している場合は、次の例による。

(1) 未だ刑の執行を受けず又は刑を執行中の場合において、確定した刑が事後法の規定より重いときは、裁判所は、事件記録からそのことが明らかになったとき、又は本人、本人の法定代理人若しくは後見人若しくは検察官の請求により、事後法に従い刑を再度決定するものとする。刑の一部を執行中の場合、裁判所は、適当と認めるときは、事後法が規定する下限の刑より軽い刑を言渡すことができ、すでに十分な刑が執行されたと考えるときは、釈放することができる。

(2) 死刑判決を言渡した場合において、事後法の規定では死刑が適用されないときは、死刑の執行は停止し、事後法が規定する上限の刑に変更され

5 2019年刑法改正法（第27号）により新設。

たものとみなす。

第4条① この法律は、国内において罪を犯したすべての者に適用する。

② タイ船舶又はタイ航空機内で罪を犯した者についても、前項と同様とする。

第5条① 国内において犯罪の一部を実行した場合、国内において犯罪の結果が発生することを意図し結果が発生した場合、又は犯罪の性質上国内において犯罪の結果が発生し若しくは発生することが予見される場合は、国内で罪を犯したものとみなす。

② 法律が予備又は未遂を犯罪として規定する場合において、当該行為が国外において実行されたとしても、犯罪行為を遂げた場合には国内において結果が発生することが予見されるときは、その予備又は未遂は国内で犯されたものとみなす。

第6条 国内において犯された罪又は刑法によって国内において犯されたとみなされる罪については、共犯者、幫助者又は教唆者の行為が国外において実行されたとしても、当該共犯者、幫助者又は教唆者は、国内において罪を犯したものとみなす。

第7条 この法律は、国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

(1) 第107条から第129条までに規定するタイ国の安全に関する罪。

(1/1) ⁶ 第135/1条から第135/4条までに規定するテロリズムに関する罪。

(2) 第240条から第249条まで、第254条、第256条、第257条並びに第266条第3号及び第4号に規定する偽造及び変造に関する罪。

(2の2) ⁷ 第282条及び第283条に規定する性に関する罪。

(3) 公海上で犯された第339条に規定する強盗に関する罪及び第340条に規定する集団強盗に関する罪。

第8条 この法律は、次の場合に、国外において以下の各号に掲げる罪を犯した者に適用する。

6 2003年王室令による。

7 1997年刑法改正法(第14号)により新設。

(イ) 犯人がタイ国民であって、その犯罪が生じた国の政府又は被害者が処罰を求めたとき。

(ロ) 犯人が外国人であって、被害者であるタイ国政府又はタイ国民が処罰を求めたとき。

(1) 第 217 条、第 218 条、第 221 条から第 223 条まで（ただし、第 220 条第 1 項に関連するものを除く。）、第 224 条、第 226 条、第 228 条から第 232 条まで、第 237 条、並びに第 233 条から第 236 条まで（ただし、第 238 条に従い処罰される場合に限る。）に規定する公共の危険に関する罪。

(2) 第 264 条、第 265 条、第 266 条第 1 号及び第 2 号、第 268 条（ただし、第 267 条に関連するものを除く。）、並びに第 269 条に規定する文書に関する罪。

(2/1)⁸ 第 269/1 条から第 269/7 条までに規定する電子カードに関する罪。

(2/2)⁹ 第 269/8 条から第 269/15 条までに規定するパスポートに関する罪。

(3) 第 276 条、第 280 条及び第 285 条（ただし、第 276 条に関連するものに限る。）に規定する性に関する罪。

(4) 第 288 条から第 290 条までに規定する生命に対する罪。

(5) 第 295 条から第 298 条までに規定する身体に対する罪。

(6) 第 306 条から第 308 条までに規定する幼年者、病者又は老年者の遺棄の罪。

(7) 第 309 条、第 310 条、第 312 条から 315 条、並びに第 317 条から第 320 条までに規定する自由に対する罪。

(8) 第 334 条から第 336 条までに規定する窃盗及びひったくりの罪。

(9) 第 337 条から第 340 条までに規定する恐喝、強請、強盗及び集団強盗の罪。

(10) 第 341 条から第 344 条まで、第 346 条、並びに第 347 条に規定する詐欺の罪。

(11) 第 352 条から第 354 条までに規定する横領の罪。

(12) 第 357 条に規定する盗品収受の罪。

8 2004年刑法改正法（第17号）により新設。

9 2007年刑法改正法（第18号）により新設。

(13) 第358条から第360条までに規定する器物損壊の罪。

第9条 この法律は、国外において、第147条から第166条まで並びに第200条から第205条までに規定する罪を犯したタイ国の公務員に適用する。

第10条① 国外において、第7条第2号及び第3号、第8条並びに第9条に規定する罪を犯した者は、次に掲げる場合は、国内においては同一の行為について罰せられない。

(1) 外国において確定裁判を受け、無罪とされたとき。

(2) 外国の確定裁判によって有罪とされ、すでに刑の全部の執行を受けたとき。

② 外国において言渡された刑の一部の執行を受けたときは、裁判所は、すでに刑を受けたことを考慮して、法律の規定より軽い刑を科し又は刑を免除することができる。

第11条① 国内において罪を犯し又は刑法によって国内において罪を犯したとみなされる者が、外国において確定裁判を受け、すでに言渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、裁判所は、すでに刑を受けたことを考慮して、法律の規定より軽い刑を科し又は刑を免除することができる。

② 国内において罪を犯し又は刑法によって国内において罪を犯したとみなされる者が、タイ国政府の請求に基づいて外国の裁判所に訴追されたときは、次に掲げる場合は、国内においては同一の行為について罰せられない。

(1) 外国において確定裁判を受け、無罪とされたとき。

(2) 外国の確定裁判によって有罪とされ、すでに刑の全部の執行を受けたとき。

第12条 判決言渡しの時に適法な法律によって保安処分の適用が規定されている場合に限り、保安処分が科される。

第13条 保安処分を科されているときに、事後法により保安処分が廃止された場合は、裁判所は、事件記録からそのことが明らかになったとき、又は本人、本人の法定代理人若しくは後見人若しくは検察官の請求により、その処分の取消を命じなければならない。

第14条 保安処分を科されているときに、事後法によって保安処分の適用

条件が修正され、本人に適用されず又は適用されても事後法が本人に有利な場合は、裁判所は、事件記録からそのことが明らかになったとき、又は本人、本人の法定代理人若しくは後見人若しくは検察官の請求により、適当と認めるときは、その事案に応じて、保安処分を取消し又は事後法に基づく命令を出すことができる。

第15条① 刑を科す判決があったときに、事後法によって刑が保安処分に変更された場合は、その刑は保安処分ともみなされる。

② 前項において、未だ刑の執行を受けず又は刑の執行中の場合、以後は保安処分が適用される。事後法による保安処分を科す条件が本人に適用されない場合、又は事後法に従い保安処分の適用が本人に有利である場合には、裁判所は、事件記録からそのことが明らかになったとき、又は本人、本人の法定代理人若しくは後見人若しくは検察官の請求により、その事案に応じて、適当な命令を出すことができる。

第16条 保安処分を科す判決言渡しのあと、本人、本人の法定代理人若しくは後見人、又は検察官から適用条件が変化したとの申立てを受けたときは、裁判所は、その事案に応じて、保安処分の適用の取消又は一時停止をすることができる。

第17条 この編の規定は、他の法令の罪についても適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第3章 刑及び保安処分

第1節 刑

第18条¹⁰① 刑は、次に掲げるものとする。

- (1) 死刑
- (2) 懲役
- (3) 拘留
- (4) 罰金
- (5) 没収

10 2003年刑法改正法（第16号）により第2項及び第3項新設。

- ② 死刑及び終身刑は、18歳に満たない者に科すことはできない。
- ③ 18歳に満たない者が死刑又は終身刑に当たる罪を犯したときは、50年の懲役に当たる罪を犯したものとみなす。

第19条¹¹ ① 死刑は、薬物又は毒物を注射する方法により執行する。

- ② 執行の指針と手続は、官報に掲載する法務省規則に従う。

第20条 法律が懲役と罰金の併科を規定する場合、裁判所は、適当と認めるときは、懲役のみを科することができる。

第21条① 懲役の期間の計算において、受刑の初日は、時間にかかわらず、1日として計算する。

- ② 月によって期間を定めたときは、1月は30日として計算し、年によって定めたときは、暦に従って計算する。

- ③ 釈放は、その終了の日の翌日に行なう。

第22条① 刑期は、裁判が確定した日から起算する。未決拘禁の日数は、判決が別に指定しない限り、刑期に算入する。

- ② 判決が別に指定する場合、刑期と未決拘禁の日数を合わせた期間は、その罪について法律が規定する刑の上限を超えることはできない。ただし、第91条の規定は、この限りでない。

第23条 処すべき懲役が3月未満のときは、本人が前に懲役に処せられたことがない場合、又は前に懲役に処せられたことがあっても、それが過失若しくは軽犯罪による場合は、裁判所は、懲役に替えて3月未満の拘留を言渡すことができる。

第24条¹² ① 拘留を受ける者は、刑務所、警察署又は被疑者留置施設とは区別された、拘留のための施設に収容される。

- ② 裁判所は、適当と認めるときは、判決において、本人の自宅、受入れに同意した他人の住宅、又は本人の類型若しくは状態に適切な場所において拘留を受けることを命じることができる。

- ③ 前2項に掲げる拘留の場所における拘留が、本人に有害であり若しく

11 2003年刑法改正法(第16号)により改正。

12 2003年刑法改正法(第15号)により第1項改正及び第3項新設。

は本人に生計の維持を頼る者を不当に苦境に立たせることになる場合、又はその環境が本人の拘留に適切でないことを示す特別な情況が認められる場合は、裁判所は、拘留を受ける者を、その所有者又は管理者の同意のもとで自宅以外の別の場所に拘置することを命じる。この場合において、裁判所は、拘留を受ける者に拘置の条件を指定し、当該場所の所有者又は管理者を監督者として任命する権限を有する。任命された者は、この法律に従い、公務員とみなされる。

第 25 条① 指定された場所で拘留を受ける者は、その場所で生活扶助を受ける。当該場所の規則の範囲内で、外部から自費で食料を入手し、自身の衣類を着用し、1日につき最低1時間の面会を受け、かつ、手紙を発受する権利を有する。

② 拘留を受ける者は、規定、規則及び規律に従い、作業しなければならない。本人が他の作業を希望する場合は、当該場所の規定、規則、規律又は安全に反しない限り、希望に沿う分類の作業を選択することができる。

第 26 条 本人の自宅又は他人の住宅で拘留を受ける者は、その場所で自身の職業又は仕事に従事することができる。この目的において、裁判所は、適当と認めるときは、本人に対して行動の条件を課すことができる。

第 27 条¹³ 第 23 条に基づく拘留の期間中、裁判所自ら、又は検察官若しくは拘留場所の管理者の申立てによって、次に掲げる事項が明らかになったときは、裁判所は、拘留を適当と認める期間の懲役に変更することができる。ただし、その期間は、言渡された拘留の期間を超えてはならない。

(1) 拘留を受ける者が、拘留場所の規定、規則又は規律に違反したこと。

(2) 拘留を受ける者が、裁判所の指定した条件を遵守しないこと。

(3) 拘留を受ける者に、懲役を科す判決の言渡しがあつたこと。

第 28 条 罰金を受けた者は、判決によって決定された金額を支払わなければならない。

第 29 条¹⁴ ① 罰金を受けた者が、判決確定の日から 30 日以内に完納でき

13 2003年刑法改正法（第15号）により改正。

14 2016年刑法改正法（第25号）により改正。

ないときは、罰金の支払いのために財産の差押え若しくは資産の凍結を受け、又は罰金に替えて拘留に処されるものとする。裁判所は、本人が罰金の支払いを免れる虞れがあると疑うに足る相当な理由があると認めるときは、担保を提出させ、又は罰金に替えて適当な期間の拘留を命じることができる。

② 第24条第2項の規定は、罰金に替わる拘留には適用しない。

第29/1条¹⁵ ① 罰金を受けた者が、第29条に定める期限内に完納できないときは、裁判所は、罰金の支払いのために、財産を差押え又は資産の凍結を命じることができる。

② 前項の適用に当たっては、民事訴訟法の規定を準用する。指定された裁判所事務官及び事件担当の検察事務官は、罰金を受けた者の財産を差押え、又は資産の凍結を実施し、その財産を公売に付す権限を有する。この場合、消費税又は手数料は生じないものとする。

③ 前項の罰金を受けた者の財産の査定を検察事務官が行なうに当たっては、検察庁法に定める基準、手続及び要件を準用する。

④ 本条の規定は、第29条第1項に規定する裁判官の命令には影響を及ぼさない。

第30条¹⁶ ① 罰金に替わる拘留の期間は、1日500パーツの割合で換算する。1個又は複数の罪であるかを問わず、拘留の期間は1年を超えることができない。ただし、罰金額が200,000パーツを超えるときは、裁判所は、罰金に替えて1年を超える拘留を命じることができるが、2年を超えてはならない。

② この期間の計算において、罰金に替わる拘留の初日は参入し、時間にかかわらず、1日として計算する。

③ 未決拘禁の日数は、1日500パーツの割合で罰金の総額から控除する。懲役及び罰金を併科した場合は、未決拘禁日数は、第22条に従い懲役の期

15 2016年刑法改正法(第25号)により新設。

16 1975年刑法改正法(第3号)、1987年刑法改正法(第9号)、2003年刑法改正法(第15号)、2016年刑法改正法(第25号)により改正。

間から控除し、残りを罰金の総額から控除する。

④ 罰金に替わる拘留の期間が満了したときは、その終了の日の翌日に釈放される。罰金の支払いがなされたときは、遅滞なく釈放される。

第30/1条¹⁷ ① 罰金を言渡された者が、法人ではなく、かつ、支払い能力がないときは、罰金の代わりに社会奉仕活動又は公益作業に従事することを求めて、第一審裁判所に対して請願をすることができる。また、裁判所は、審理手続において、罰金の代わりに社会奉仕活動又は公益作業に従事することが可能な旨を告知して、本人が同意した場合は、裁判所は、罰金の代わりに当該作業に従事することを命じることができる。

② 前項の請願がなされた場合、裁判所は、罰金を言渡された者の経済状況、前歴、犯した罪の性質を調査し、適当と認めるときは、罰金の代わりに社会奉仕活動又は公益作業に従事することを命じることができる。この場合において、受入れに同意した保護観察官、政府関係者、政府機関、社会奉仕活動団体又は公益団体の監督下におく。

③ 罰金の代わりに社会奉仕活動又は公益作業に従事することを命じたときは、裁判所は、作業の種類、作業の受入れ先、作業開始日、作業期間及び1日当たりの作業時間を指定するものとする。また、罰金を言渡された者の性別、年齢、前歴、宗教、態度、知能、教育、健康、精神状態、性格、職業、環境又は罰金を言渡された犯罪の性質を考慮して、裁判所は、本人の矯正、更生又は再犯防止のために、一定の条件を指定することができる。

④ その後、社会奉仕活動又は公益作業に従事する者の環境が変化したことが認められる場合は、裁判所は、適当と認めるときは、指定した条件を変更することができる。

⑤ 第3項に規定する罰金に替わる作業期間の決定に当たっては、第30条の規定を準用する。裁判所が、罰金を言渡された者に対して作業の期間を指定しなかったときは、裁判所が指定した作業開始日から2年を超えないものとする。

17 2003年刑法改正法（第15号）により第30/1条から第30/3条まで新設。第30/1条について、2016年刑法改正法（第25号）により改正。

⑥ 第3項に規定する作業時間の決定に当たっては、最高裁判所長官は、社会奉仕活動又は公益作業に適切な1日当たりの作業時間を定める裁判所の司法行政規則を発付する権限を持つ。

第30/2条① 第30/1条に従い許可命令を出したあとに、裁判所自ら、又は検察官若しくは公務員の申立てによって、第30/1条に基づく請願の時点で罰金を言渡された者に十分な支払い能力があり、又は裁判所の命令若しくは指定した条件に違反し若しくは遵守していないことが明らかになったときは、裁判所は、許可命令を取消し、罰金額から作業従事日数を控除して、罰金又は罰金に替わる拘留を言渡すことができる。

② 罰金に替わる社会奉仕活動又は公益作業の期間に、罰金を言渡された者が以後の作業に従事することを希望しないときは、罰金又は罰金に替わる拘留に変更することができる。この場合、裁判所は、罰金額から作業従事日数を控除して、請願に従った命令を出すものとする。

第30/3条 第30/1条及び第30/2条による裁判所の命令は、終局のものである。

第31条 同一事件の同一の罪について複数人に罰金を科すときは、裁判所は、各人に応じて罰金を言渡すものとする。

第32条 犯罪行為を組成した物又は犯罪行為によって生じた物は、犯人の所有物か否かにかかわらず、又は刑が科される者がいるか否かにかかわらず、これを没収する。

第33条 裁判所は、特別法に基づく没収権限を持つほか、次に掲げる物を没収することができる。ただし、犯罪行為を知らなかった他人の所有物は除く。

- (1) 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物。
- (2) 犯罪行為によって得た物。

第34条 犯罪行為を知らなかった他人の所有物を除き、次に掲げる物はすべて没収する。

- (1) 第143条、第144条、第149条、第150条、第167条、第201条又は第202条に規定する犯罪行為により得た物。

(2) 犯罪行為に人を誘引する目的で得た物又は犯罪行為の報酬として得た物。

第 35 条 裁判所の決定により没収した物は国庫に帰属する。ただし、裁判所は、その物を使用不能にし又は破壊することを命じることができる。

第 36 条 第 33 条又は第 34 条に従い没収命令を出したあとに、その物の真の所有者が犯罪行為を知らなかったことがその申立てから明らかになったときは、裁判所は、当該物が国家の占有下にあれば、還付命令を出さなければならない。ただし、その申立ては、判決確定の日から 1 年以内に裁判所に対してなされなければならない。

第 37 条 没収された物の引渡しを命じられた者が、裁判所の指定した期限までに引渡さないときは、裁判所は、次に掲げる命令を発する権限を有する。

- (1) その物を差押えること。
- (2) 対価の支払い又はその対価に相当する他の物を差押えること。
- (3) 引渡しを命じられた物の引渡しができるのに引渡しをせず、又はその対価を支払うことができるのに支払いをしないと判断するときは、裁判所は、その命令に従うまで拘留を科す権限を有する。ただし、その拘留の期間は 1 年を超えることはできない。物の引渡し又は対価の支払いができないことが、裁判所自ら、又は本人の申立てによって明らかになったときは、裁判所は、拘留の期間が満了する前に釈放を命じることができる。

第 38 条 刑は、言渡しを受けた者の死亡によって終了する。

第 2 節 保安処分

第 39 条 保安処分は、次に掲げるものとする。

- (1) 隔離
- (2) 特定地域への立入禁止
- (3) 保証書の提出
- (4) 治療施設への留置
- (5) 特定職業への就業禁止

第 40 条 隔離とは、常習犯罪者の再犯を予防し、その性格を矯正し、かつ、

職業訓練のために、指定する地域に留置することをいう。

第41条① 前に隔離の言渡しを受けた者又は次に掲げる罪を2回以上犯して6月を超える懲役の言渡しを受けた者が、隔離又は懲役の執行が終わった日から10年以内に、再び特定の罪を犯し、6月を超える懲役を言渡されたときは、裁判所は、その者を常習犯罪者として、3年以上10年以下の隔離を言渡すことができる。

- (1) 第209条から第216条までに規定する公共の平穩に関する罪。
- (2) 第217条から第224条までに規定する公共の危険に関する罪。
- (3) 第240条から第246条までに規定する通貨に関する罪。
- (4) 第276条から第286条までに規定する性に関する罪。
- (5) 第288条から第290条まで、並びに第292条から第294条までに規定する生命に対する罪。
- (6) 第295条から第299条までに規定する身体に対する罪。
- (7) 第309条から第320条までに規定する自由に対する罪。
- (8) 第334条から340条まで、第354条、並びに第357条に規定する財産に対する罪。

②¹⁸ 罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、本条の隔離の対象とならない。

第42条① 隔離の期間の計算においては、判決確定の日を隔離の開始の日とする。懲役又は拘留を受けているときは、その執行を終えたのち、懲役又は拘留から釈放された日の翌日から隔離の日を起算する。

② 隔離の期間及びその釈放については、第21条の規定を準用する。

第43条 隔離の申立ては、検察官がこれを行なう。隔離の申立ては、隔離を申立てる根拠となる事件の訴追と同時に、又は訴追後に行なうことができる。

第44条 特定地域への立入禁止とは、判決によって指定した地域又は場所への立入を禁止することをいう。

第45条 裁判所は、公共の安全のために相当と認めるときは、刑を言渡す

18 2008年刑法改正法(第21号)により改正。

際に、請求の有無にかかわらず、刑の終了後5年を超えない期間を定めて、特定地域への立入の禁止を命じることができる。

第46条¹⁹① 被告人が将来、他人若しくは他人の所有物に対して危害を及ぼす虞れがあり、又は環境自然保護法に規定する環境若しくは自然を損なう虞れがあることが、検察官の申立てにより明らかになった場合において、被告人に有罪判決を言渡すか否かにかかわらず、その虞れがあると信じる相当な理由があるときは、裁判所は、期間を定めて、そのような行為をしないことを誓約させ、担保付で又は担保無しで、50,000 パーツを超えない額の保証書の提出を命じることができる。ただし、この期間は2年を超えることはできない。

② 保証書の提出を拒否し又は担保の供与ができないときは、裁判所は、保証金の支払い若しくは担保の供与がなされるまで拘留を命じ、又は第45条に従い特定地域への立入禁止を命じることができる。ただし、この拘留の期間は6月を超えることはできない。

③ 18歳に満たない者に対しては、本条の規定は適用しない。

第47条 第46条に従い保証書を提出した者が条件に違反したときは、裁判所は、保証書の額を超過しない金額の支払いを命じることができる。完納しないときは、第29条及び第30条の規定が適用される。

第48条 精神障害又は精神疾患のために罰せられず、又は第65条に従い刑の減輕をする場合に、本人を釈放することが公共の安全にならないと認めるときは、裁判所は、治療施設に留置するために施設への送致を命じることができる。ただし、裁判所はこの命令をいつでも取消すことができる。

第49条① 懲役を言渡し、又は有罪を言渡して刑の決定若しくは刑の執行を猶予した場合において、その犯罪がアルコール又は有害薬物の依存に起因するものと判断するときは、裁判所は、判決において、刑の終了の日又は刑の決定若しくは刑の執行の猶予のために釈放した日から2年を超えない期間、アルコール若しくは有害薬物又はその双方の摂取を禁止することができる。

19 2008年刑法改正法（第21号）により改正。

② 前項において、裁判所の決定に違反した場合には、裁判所は、2年を超えない期間、治療施設に留置するために施設への送致を命じることができる。

第50条 本人が自身の仕事又は職業を利用して罪を犯し、かつ、その仕事又は職業を継続すれば再び同様の罪を犯すであろうと判断するときは、裁判所は、刑を言渡す際に、刑の終了した日から5年を超えない期間、その職業への就業を禁止することを命じることができる。

第3節 刑の加重、減軽及び停止

第51条²⁰ 刑を加重するときは、死刑、終身刑又は50年を超える懲役まで加重することはできない。

第52条²¹ 死刑を減軽するときは、次の例による。

(1) 3分の1を減軽するときは、終身刑とする。

(2) 2分の1を減軽するときは、終身刑又は25年以上50年以下の懲役とする。

第53条²² 終身刑を減軽するときは、50年の懲役とする。

第54条 刑の加重又は減軽の計算においては、裁判所は、科すべき刑を決定したのち、加重又は減軽を行なう。加重及び減軽を科すときは、加重したのち減軽を行なう。加重の量が減軽の量と同等又はより多いときは、裁判所は、適当と認めるときは、加重も減軽も行なわないことができる。

第55条 3月以下の懲役のみを科すべきときは、裁判所は、さらに短期の懲役を言渡すことができる。3月以下の懲役及び罰金を科すべきときは、裁判所は、さらに短期の懲役又は罰金のみを言渡すことができる。

第56条²³ ① 懲役又は罰金に当たる罪を犯し、5年以下の懲役若しくは罰金又はその双方を科すとき、次に掲げる場合については、裁判所は、犯人の性別、年齢、前歴、宗教、態度、知能、教育、健康、精神状態、性格、

20 1971年国家改革評議会布告(第11号)、1983年刑法改正法(第6号)により改正。

21 1971年国家改革評議会布告(第11号)により改正。

22 1971年国家改革評議会布告(第11号)により改正。

23 1989年刑法改正法(第10号)、2003年刑法改正法(第15号)、2016年刑法改正法(第25号)により改正。

職業及び環境、犯情の軽重、並びにその他の酌量すべき事由を考慮して、適当と認めるときは、刑の言渡し又は刑の執行を猶予して、行動を制限する条件を付し又は付さずに、更生の機会を与えることができる。ただし、猶予の期間は、言渡しの日から5年を超えることはできない。

- (1) 前に懲役に処せられたことがない場合。
- (2) 前に懲役に処せられたことがあっても、それが過失若しくは軽犯罪による場合、又はそれが6月以下の懲役であった場合。
- (3) 前に懲役に処せられたことがあっても、出所した日から5年以内に罪を犯さず、又は犯してもそれが過失若しくは軽犯罪による場合。

② 裁判所は、前項の猶予を受ける者の行動を制限するために、次に掲げる1個又は複数の条件を決定することができる。

(1) 裁判所が任命する担当官に対して、その時々で報告をすること。担当官は、調査をし、助言を与え、行動又は就労について支援又は警告を行ない、担当官及び本人が適当と認める社会奉仕活動又は公益活動を調整する。

(2) 真面目に職業訓練を受け又は就労すること。

(3) 再犯の誘因となる交友関係や行動を避けること。

(4) 裁判所が指定する期間、指定する場所で、心身の障害その他の疾患をもたらす薬物依存症の治療を受けること。

(5) 裁判所が指定する日時の研修を受けること。

(6) 裁判所が指定する期間、居住する場所から出ないこと、又は特定の場所に立入らないこと。また、この目的において、移動の制限又は居所確認のために、電子機器その他の器具を使用することがある。

(7) 本人及び被害者の同意のもとで、何らかの方法により、被害者に対して損失の補償又は賠償をすること。

(8) 自然資源又は環境の損害の修復又は回復を講じること、又はその費用を補償すること。

(9) 他人又は財産に危害が及ぶことを防ぐために、裁判所が相当と認める額を付した保証書を提出すること。

(10) 本人の改善更生又は再犯予防のために裁判所が相当と認めるその他の

条件、又は被害者が希望する救済の条件に従うこと。

③ 前項に従い裁判所が決定した遵守事項に関して、その後、本人、本人の法定代理人若しくは後見人、検察官又は担当官の申立てにより、行動の制限に関する状況が変化すると判断するときは、裁判所は、適当と認めるときは、遵守事項を変更し、取消し、又は追加することができる。また、遵守事項に違反したと判断するときは、第47条の規定を適用することができる。

第57条 裁判所自ら、又は検察官若しくは担当官の申立てにより、第56条に従い裁判所が指定した事項を遵守していないことが明らかになったときは、裁判所は、本人に警告、又は猶予された刑の言渡し若しくは刑の執行を言渡すことができる。

第58条①²⁴ 第56条に従い裁判所が指定した期間内に、裁判所自ら、又は検察官若しくは担当官の申立てにより、刑の言渡し又は刑の執行を猶予された者が過失又は軽犯罪以外の罪を犯したことが明らかとなり、懲役を科す場合において、後者の審理を行なう裁判所は、まず先の刑を決定し、後の刑に付加する。その事案に応じて、先の猶予された刑を後の刑に付加することもできる。

② 第56条に従い裁判所が指定した期間内に、前項に規定する罪を犯さなかったときは、その事案に応じて、刑の決定又は刑の執行は免除される。

第4章 刑事責任

第59条① 故意にした行為に対してのみ刑事上の責任を負う。ただし、過失による行為について責任があると法律が規定するとき、又は故意によらない行為について責任があると法律が特に規定するときは、この限りでない。

② 故意による行為とは、行為者が意図して行為をし、かつ、その行為による結果の発生を意欲し又は予見していたことをいう。

③ 犯罪の構成要素たる事実を認識せずに行為をしたときは、その行為に

24 1989年刑法改正法(第10号)により改正。

よる結果の発生を意欲し又は予見していたとはみなされない。

④ 過失による行為とは、その事情及び状況の下で、本人に期待される注意を尽くさずに、又は注意を尽くすことができたのに十分に尽くさず、故意によらずに犯罪行為をすることをいう。

⑤ 行為には、結果の発生を防止するためになすべき行為をせずに結果が発生した場合を含む。

第60条 行為による結果が、意図した相手とは別の第三者に偶然に生じたときは、行為者は、その結果が生じた者に対して故意に行為をしたとみなす。ただし、個人の身分又は行為者と結果が生じた者との関係について、法律がより重い刑を規定するときは、行為者に重い刑を科すことはできない。

第61条 意図して行為をしたが、誤って別人に対して行為をした者は、その錯誤をもって故意によらずにした行為と抗弁することはできない。

第62条① 現に存在する事実により、行為が罪とならない場合、又は行為者が罰せられず若しくは軽い刑を受ける場合において、そのような事実が現に存在しないにもかかわらず、行為者が存在すると誤信したときは、その事案に応じて、行為者は有罪とはされず、刑を免除され、又は軽い刑を科される。

② 第59条第3項の事実の不知、又は前項の事実の誤信が、行為者の過失により生じた場合において、法律が過失による行為の処罰を特に規定するときは、過失による行為として刑事責任を負う。

③ その事実を知るべき者は、その事実のために重い刑を科される。

第63条 行為の結果により重い刑が科されるときは、その結果は通常発生しうるものでなければならない。

第64条 法律の不知による行為は刑事責任を免除されない。ただし、その事情及び状況により、行為者がその行為を犯罪とする法律の規定を知らなかったと認められる場合には、裁判所は、本人にその証拠を提出させ、本人が法律の規定を知らなかったと信じるときは、その罪について法律が規定する刑より軽い刑を科することができる。

第65条① 犯罪の実行時において、精神障害又は精神疾患のために、自己

の行為の性質若しくは違法性を認識できず、又は自己を抑制できない者は、その罪について罰せられない。

② 行為者が、自己の行為の性質若しくは違法性を部分的に認識し、又は自己を部分的に抑制できるときは、その罪について罰せられる。ただし、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科することができる。

第66条 アルコール又は薬物の摂取による酩酊は、前条における刑の免除の対象とならない。ただし、行為者の認識によらず又は意思に反して酩酊した場合において、その行為時に、自己の行為の性質若しくは違法性を認識できず、又は自己を抑制できないときは、刑を免除する。自己の行為の性質若しくは違法性について部分的に認識し、又は自己を部分的に抑制できたときは、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科することができる。

第67条 次に掲げる場合において、やむを得ずにした行為は、その行為が相当性を超えないときは、罰しない。

(1) 強制され又は権力関係のために、それを避け又は抵抗することができない場合。

(2) 自己又は他人の急迫した危険を避けるためにする場合。ただし、他に避ける手段がなく、かつ、自己の過失により招いた危険でない場合に限る。

第68条 急迫不正の暴力から逃れるために、自己又は他人の権利を守るためにした行為は、その行為が相当であるときは、正当防衛として、罪に問われない。

第69条 前2条に規定する場合において、やむを得ずにした行為が相当性若しくは必要性を超えるとき、又は防衛行為が必要性を超えるときは、裁判所は、その行為について法律が規定するより軽い刑を科することができる。ただし、その行為が興奮、驚愕又は恐怖によるものであるときは、裁判所は、刑を科さないこともできる。

第70条 公務員の命令に従った行為については、それが不法な命令であっても、本人がそれに従う義務があり、又は本人がその命令に従う義務があると真に信じたときは、罰しない。不法な命令であることを知っていたときは、この限りでない。

第71条① 第334条から第336条第1項まで、並びに第341条から第364条までの罪を、夫が妻に対して又は妻が夫に対して犯したときは、罰しない。

② 前項に係る罪を、尊属が卑属に対して、卑属が尊属に対して、又は同父母のきょうだい間で犯したときは、法律の規定がなくとも、告訴がなければ訴追することができない。裁判所は、その罪について法律が規定する刑より軽い刑を科することができる。

第72条 不当な理由により深刻な迫害を受けた者が、怒りに駆られて迫害者に対して罪を犯したときは、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科することができる。

第73条²⁵ ① 10歳に満たない子どもの行為は、罰しない。

② 取調官は、福祉的保護を講ずるために、前項の子どもを児童福祉法に基づき担当官に送致しなければならない。

第74条①²⁶ 10歳以上15歳未満の少年の行為は、罰しない。ただし、裁判所は、次に掲げる権限を有する。

(1) 少年に警告を与えて放免すること。裁判所は、適当と認めるときは、少年の両親、後見人又は同居者を、警告を与えるために召喚することができる。

(2) 少年の両親又は後見人に少年を養育できると判断するとき、裁判所は、3年を超えない期間を定めて、少年が有害行為を行わないように養育するという誓約を課して、両親又は後見人に少年を引渡すことができる。さらに、裁判所は、適当と認めるときは、10,000バーツを超えない範囲で、少年が有害行為を行なう度毎に、両親又は後見人が裁判所に対して支払うべき金額を定めることができる。

少年が両親又は後見人以外の者と居住する場合において、両親又は後見人に前段の誓約を課すために召喚することが適当でないとは判断するとき、裁判所は、少年の同居者を召喚して、前段の誓約を受入れるか否かを質問することができる。同居者がその誓約を受入れることに同意したときは、

25 2008年刑法改正法（第21号）により改正。

26 2008年刑法改正法（第21号）により改正。

裁判所は、前段の誓約を課して少年を引渡すものとする。

(3) 前号に従い、少年を両親、後見人又は同居者に引渡したときは、裁判所は、第56条の規定と同様に、少年の行動を制限するための条件を決定することができる。この場合において、裁判所は、少年の行動を制限するために、保護観察官その他の担当官を指名する。

(4) 少年に両親若しくは後見人がなく、いても両親若しくは後見人には養育することができないと判断するとき、又は少年が両親若しくは後見人以外の者と居住しており、その同居者が第2号の誓約の受入れを拒否したときは、裁判所は、適当と認める人物又は機関に、その同意を得て、裁判所が指定した期間、監督及び教育訓練を実施するために、少年を引渡すことができる。この場合において、当該人物又は機関は、監督及び教育訓練を実施するほか、少年の居住先を定め、必要に応じて少年が行なう作業を設定し、又は児童福祉法に基づく福祉的保護を講ずる目的においてのみ、後見人と同一の権限を有する。

(5) 裁判所が指定する期間、少年を、学校、教育訓練校又は教育訓練施設に送致することができる。ただし、この期間は、少年が満18歳に達するまでの間とする。

② 前項第2号から第5号までの命令に関して、裁判所が指定した期間内に、裁判所自ら、又は利害関係者、検察官、裁判所が養育のために引渡した人物若しくは機関、又は担当官の申立てによって、その命令に関する状況が変化したことが明らかになったときは、裁判所は、本条に規定された権限に従って、前の命令を変更し又は新しい命令を出す権限を有する。

第75条²⁷ 15歳以上18歳未満の少年が、法律に規定する罪を犯したときは、裁判所は、本人の責任能力その他関係する全てを考慮して、刑罰を言渡すことが適当か否かを判断しなければならない。刑を言渡すことが適当でないと判断するときは、前条に規定する手続に従う。刑を言渡すことが適当と判断するときは、法律が規定する刑の2分の1を減輕する。

27 2008年刑法改正法(第21号)により改正。

第76条²⁸ 18歳以上20歳未満の者が、法律に規定する罪を犯したときは、裁判所は、適当と認めるときは、法律が規定する刑の2分の1又は3分の1を減輕することができる。

第77条① 第74条第1項第2号に従い、少年の両親、後見人又は同居者に少年が有害行為をしないように養育する誓約を課した場合に、裁判所が指定した期間内に、少年が有害行為を行なったときは、裁判所は、両親、後見人又は同居者に対して、適当な期間内にその誓約において定めた額を超えない金額を支払わせることができる。両親、後見人又は同居者が支払わないときは、裁判所は、その支払いのために両親、後見人又は同居者の財産を差押える命令を出すことができる。

② 少年の両親、後見人又は同居者に対して、誓約に従って金額の支払いを強制する場合において、その誓約は、第74条第2項に従い当該誓約が変更されない限り、誓約で定めた期限が終了するまで効力を有する。

第78条① 酌量すべき事由があると認める場合において、この法律又は他の法律の規定に従って刑を加重又は減輕するか否かにかかわらず、裁判所は、適当と認めるときは、科すべき刑の2分の1を超えない程度に減輕することができる。

② 酌量すべき事由には、知的障害、不安障害、過去の善行、悔悟の情、犯行による被害を最小にしようとする努力、公務員に対する任意の自首、裁判所に対する審理の利益となる情報の提供、又は裁判所がこれらと同等と認めるその他の事由を含む。

第79条 罰金のみが科される罪については、被告人が、裁判所による証拠調べが始まる前に、法律が規定する罰金の最高額を支払ったときは、その事件は終了する。

第5章 未遂

第80条① 犯罪の実行に着手したが遂げず、又は遂げたが結果が発生しなかったときは、犯罪の未遂とする。

28 2008年刑法改正法（第21号）により改正。

② 未遂は、その罪について法律が規定する刑の3分の2を科す。

第81条① 犯罪の実行に着手したが、その実行行為の性質又はその対象のために結果の発生が絶対的に不能であるときは未遂とみなし、法律が規定する刑の2分の1を科す。

② 前項の行為が妄信によりなされたときは、裁判所は、刑を科さないことができる。

第82条 犯罪の実行を試みたが自発的に犯罪の実行を止め、又は意思を変えて結果の発生を回避したときは、未遂としては罰しない。ただし、すでに実行した行為を法律が罪と規定するときは、その罪で罰する。

第6章 共犯

第83条 2人以上共同して犯罪を実行した者はすべて正犯とし、法律が規定する刑を科す。

第84条²⁹① 使役、強制、脅迫、雇用、誘引又は唆しその他の手段により、他人に犯罪を実行するよう仕向けた者は、教唆犯とする。

② 被教唆者が犯罪の実行に同意せず、若しくは実行に着手しておらず、又は何らかの事由により犯罪が実行されなかったときは、教唆犯には、法律が規定する刑の3分の1のみを科す。

③ 被教唆者が犯罪を実行したときは、教唆犯には、正犯の刑を科す。被教唆者が、18歳未満の者、身体障害者、障がい者、教唆犯の被用者若しくは従属者、貧困者、又は疾病その他の理由により教唆犯に頼る者であるときは、教唆犯には、法律が規定する刑の2分の1を加重する。

第85条① 不特定多数の人に向けて6月以上の懲役に当たる犯罪の実行を宣伝又は公表した者は、法律が規定する刑の2分の1を科す。

② 前項の扇動に従い犯罪が実行されたときは、扇動した者には、正犯の刑を科す。

第85/1条³⁰ 第84条の被教唆者又は第85条の被扇動者が、自白して教唆

29 2016年刑法改正法(第25号)により改正。

30 2016年刑法改正法(第25号)により追加。

者又は扇動者の犯行の内容について重要な情報をもたらし、犯人の訴追に有益であったときは、裁判所は、法律が定める下限の刑を科すものとする。

第 86 条 他人が犯罪を実行する前又は実行している際に幫助又は援助した者は、実行者がその事実を知らなかったとしても従犯とし、法律が規定する刑の 3 分の 2 を科す。

第 87 条① 第 84 条の教唆、第 85 条の扇動又は第 86 条の幫助により実行された犯罪が、教唆若しくは扇動の範囲を超え、又は幫助者の故意を超えたときは、教唆者、扇動者又は幫助者は、その事案に応じて、教唆若しくは扇動の範囲、又は幫助者の故意の範囲でのみ責任を負う。ただし、当該状況の下で、教唆、扇動又は幫助から超える犯罪が生じることが予見されるときは、教唆者、扇動者又は幫助者は、その事案に応じて、現に生じた犯罪行為について責任を負う。

② 被教唆者、被扇動者又は正犯者は、犯罪の実行により現に生じた結果に対して、重い責任を負う。教唆者、扇動者又は幫助者も、その事案に応じて、同様に重い責任を負う。ただし、犯罪の性質により、行為者はその結果の発生を知り又は予見し得るときのみ重い責任を負うときは、教唆者、扇動者又は幫助者も、その結果の発生を知り又は予見し得たときのみ重い責任を負う。

第 88 条 教唆、扇動又は幫助により犯罪の実行に着手したが、教唆者、扇動者又は幫助者の介入により遂げず、又は遂げたが結果が発生しないときは、教唆者又は扇動者は、その事案に応じて、第 84 条第 2 項又は第 85 条第 1 項に規定する責任のみを負い、幫助者は罰せられない。

第 89 条 犯人の個人的事由により、刑を免除、減輕又は加重するときは、当該事由は、犯罪を実行した他の者には適用しない。ただし、犯罪の性質により、刑を免除、減輕又は加重するときは、犯罪を実行したすべての者に適用する。

第 7 章 罪の競合

第 90 条 一個の行為が複数の条文に触れるときは、最も重い刑を規定した

条文を適用する。

第91条³¹ 数個の異なる罪を犯したときは、それぞれの罪について法律が規定する刑を科す。ただし、刑の加重減免の事由があるか否かにかかわらず、懲役刑の総計は、次に掲げる期間を超えてはならない。

- (1) 数個の罪の最高刑が3年未満の懲役のときは10年。
- (2) 数個の罪の最高刑が3年以上10年未満の懲役のときは20年。
- (3) 数個の罪の最高刑が10年以上の懲役のときは50年。ただし、終身刑を科す場合を除く。

第8章 累犯

第92条 確定判決により懲役に処せられた者が、刑の執行中又は刑の終了の日から5年以内に更に罪を犯した場合において、懲役に処するときは、法律が規定する刑の3分の1を加重する。

第93条 確定判決により有罪判決を受け、刑の執行中又は刑の終了の日から3年以内に次に掲げる罪と同じ罪を更に犯し、懲役に処する場合において、前に科された刑が6月以上の懲役であるときは、法律が規定する刑の2分の1を加重する。

- (1) 第107条から第135条までに規定するタイ国の安全に関する罪。
- (2) 第136条から第146条までに規定する公務員に対する罪。
- (3) 第147条から第166条までに規定する公務員職権濫用の罪。
- (4) 第167条から第192条まで並びに第194条に規定する司法官に対する罪。
- (5) 第200条から第204条までに規定する司法官職権濫用の罪。
- (6) 第209条から第216条までに規定する公共の平穩に関する罪。
- (7) 第217条から第224条、第226条から第234条まで、並びに第236条から第238条までに規定する公共の危険に関する罪。
- (8) 第240条から第249条までに規定する通貨に関する罪、第250条から第261条までに規定する印章、印紙及び切符に関する罪、並びに第264条から第269条までに規定する文書に関する罪。

31 1971年国家改革評議会布告(第11号)、1983年刑法改正法(第6号)により改正。

- (9) 第270条から第275条までに規定する商取引に関する罪。
- (10) 第276条から第285条までに規定する性に関する罪。
- (11) 第288条から第290条まで及び第294条に規定する生命に対する罪、第295条から第299条までに規定する身体に対する罪、第301条から第303条までに規定する墮胎の罪、並びに第306条から308条までに規定する幼年者、病者又は老年者の遺棄の罪。
- (12) 第309条、第310条、並びに第312条から320条までに規定する自由に対する罪。
- (13) 第334条から365条までに規定する財産に対する罪。

第94条³² 過失犯、軽犯罪及び18歳未満の者による犯罪は、先にしたと後にしたとを問わず、この章の規定における刑を加重する罪とはみなさない。

第9章 時効

第95条① 犯罪が終わった日から、次に掲げる期間内に訴追され、かつ、裁判所に送致されないときは、時効によりその訴追をすることはできない。

- (1) 死刑、終身刑又は20年の懲役に当たる罪については20年。
 - (2) 7年以上20年未満の懲役に当たる罪については15年。
 - (3) 1年以上7年未満の懲役に当たる罪については10年。
 - (4) 1月以上1年未満の懲役に当たる罪については5年。
 - (5) 1月未満の懲役又はその他の刑に当たる罪については1年。
- ② 訴追され裁判所に送致された被告人が逃走し又は精神障害のため、裁判所が公判の停止を命じた場合において、逃走又は公判停止の日から起算して前項の期間が経過したときは、時効によりその訴追はなかったものとみなす。

第96条 前条のうち告訴がなければ訴追することができない罪については、犯罪及び犯人を知った日から起算して3月以内に告訴の申立てをしないときは、時効により訴追することはできない。

³² 2008年刑法改正法（第21号）により改正。

第97条 隔離の申立てについては、隔離の根拠となる事件が訴追された日から起算して6月以内に申立てしなければ、時効により訴追することはできない。

第98条 刑の言渡しが確定した後、刑の執行を受けず、又は逃走して刑の執行を終えない場合において、その事案に応じて、判決確定の日又は逃走の日から起算して次に掲げる期間、刑の執行を受けないときは、時効により刑を執行することはできない。

(1) 死刑、終身刑又は20年の懲役に当たる罪については20年。

(2) 7年以上20年未満の懲役に当たる罪については15年。

(3) 1年以上7年未満の懲役に当たる罪については10年。

(4) 1年未満の懲役又はその他の刑に当たる罪については5年。

第99条³³ 罰金の支払いのための財産の差押え若しくは資産の凍結、又は罰金に替わる拘留は、判決確定の日から起算して5年を経過したときは、執行することはできない。

② 前項の規定は、懲役に併科された罰金に替わる拘留については、適用しない。

第100条 隔離の言渡しが確定した後、その執行を受けず、又は逃走してその執行を終えない場合において、判決確定の日又は逃走の日から起算して3年を経過したときは、時効により隔離を執行することはできない。

第101条 第46条の裁判所の命令を執行し、又は第47条の保証金の支払い命令を裁判所に請求する場合において、裁判所が命令を発した日又は条件に違反して保証を執行する日から起算して2年を経過したときは、その執行又は請求をすることはできない。

第2部 軽犯罪に関する通則

第102条³⁴ 軽犯罪とは、1月以下の懲役又は10,000バーツ以下の罰金、又はその併科により処される罪をいう。

33 2017年刑法改正法(第26号)により改正。

34 2015年刑法改正法(第22号)により改正。

【資料】タイ刑法典（総則編）

第 103 条 第 1 部の規定は、以下の 3 条に規定する場合を除いて、軽犯罪にも適用される。

第 104 条 特別に規定のある場合を除いて、この法律における軽犯罪は、故意によらずにした行為についても罰する。

第 105 条 軽犯罪の未遂は、罰しない。

第 106 条 軽犯罪の従犯は、罰しない。